

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例

令和二年三月二十七日
条例第三十三号

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例をここに公布する。

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 奨励品種 第七条第一項の規定により決定された品種をいう。
- 三 一般種子生産者 奨励品種の一般種子を生産する者をいう。
- 四 採種団体 奨励品種の一般種子の生産及び供給に関する事項について県、一般種子生産者、農業者団体その他関係者と協議等を行い、奨励品種の優良な一般種子の供給を行う団体をいう。

(基本理念)

第三条 主要農作物の品種の開発は、主要農作物の種子の生産とあいまって、主要農作物の優良な種子の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

- 2 主要農作物の種子の生産及び供給は、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が、消費者への安全で安心できる食糧の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。
- 3 主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給は、県民の理解を得つつ、県、採種団体、一般種子生産者その他の関係者の相互の連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(採種団体の役割)

第五条 採種団体は、基本理念にのっとり、奨励品種の優良な一般種子の安定的な供給に努めるものとする。

(優良な品種の開発)

第六条 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壤その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発を行うよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の開発のため、民間事業者等との連携に努めるとともに、主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い、並びに有用な遺伝資源を蓄積し、及び利用するものとする。

(奨励品種の決定)

第七条 県は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として奨励品種を決定するものとする。

2 県は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験等を行うとともに、その決定に係る審査の公平性及び透明性の確保に努めるものとする。

(種子計画の策定)

第八条 県は、毎年度、奨励品種の一般種子の生産に関する計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 奨励品種の一般種子の需給の見通し
- 二 奨励品種の一般種子の生産量
- 三 前二号に掲げるもののほか、奨励品種の一般種子の生産に関し必要な事項

3 県は、種子計画を策定するため必要があるときは、採種団体、一般種子生産者その他の関係者に対し、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

4 県は、種子計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、種子計画の変更について準用する。

(原種及び原原種の生産等)

第九条 県は、ほ場の設置等により、奨励品種の原種（優良な一般種子の生産を行うために必要な種子をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）及び原原種（原種の生産を行うために必要な種子をいう。）の生産を行うものとする。

2 県は、種子計画に基づき、奨励品種の原種を採種団体又は一般種子生産者であつて県が認めたものに供給するものとする。

(ほ場審査及び生産物審査)

第十条 一般種子生産者（種子計画に基づき奨励品種の一般種子を生産する者に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、奨励品種の一般種子の品質を保つため、奨励品種の一般種子を種子計画に基づき生産するほ場（以下この条において「一般種子生産ほ場」という。）の範囲を特定し、次に掲げる審査を受けなければならない。

- 一 ほ場審査（一般種子生産ほ場において栽培中の奨励品種である主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について知事が行う審査をいう。）
- 二 生産物審査（第三項の規定により前号に掲げる審査の基準に適合する旨の通知を受けた一般種子生産ほ場において生産された奨励品種である主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。）

2 前項各号に掲げる審査（以下この条において「審査」という。）は、一般種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、前項の請求があったときは、当該職員に審査を行わせるものとし、その結果について一般種子生産者に対し通知するものとする。

4 第二項の請求の方法並びに審査の基準及び方法は、知事が定める。

(勧告等)

第十二条 県は、採種団体又は一般種子生産者に対し、奨励品種の優良な一般種子の生産及び供給のために必要な勧告、助言及び指導を行うものとする。

(主要農作物の優良な種子の安定的な供給に関する施策の充実)

第十二条 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図るため、主要農作物の種子の生産及び供給に係る者の育成及び確保、主要農作物の種子の生産及び供給の体制の整備、県が開発し

た主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の理解の増進)

第十三条 県は、主要農作物の優良な種子の安定的な供給の重要性について県民の関心と理解を深めるため、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に県が県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として決定している品種は、第七条第一項の規定により決定された奨励品種とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県が策定している前項の品種の一般種子の生産に関する計画は、第八条第一項の規定により策定された種子計画とみなす。